

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件新旧対照条文 目次

一 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十三号） 1

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件新旧対照条文
 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
第二 検定の方法 (略)	一・二	第二 検定の方法 (略)	一・二
三 カドミウム又は その化合物	イ 第一の一に掲げる検液にあつては、日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十五に定める方法（海洋投入処分を行うおつとする無機性の汚泥に係る検液にあつては、日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十五・一に定める方法を除く。） ロ 第一の二及び三に掲げる検液にあつては、日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十五に定める方法（日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十五・一に定める方法にあつては、日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十五の備考一に定める操作を行うものとする。）	三 カドミウム又は その化合物	日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十五に定める方法

四
三
四

(略)

四
三
四

(略)